

市外在住者用

重要事項確認票（同意書）

以下の項目の内容を確認し、右欄にチェック（☑）を付けてください。全ての項目を確認後、「署名欄」にご署名の上、提出してください。

|   | 確認項目   | チェック欄 |
|---|--|-------|
| 1 | 「入所のでびき」をよくお読みのうえ、入所申込みに必要な書類を全て揃えてからお住まいの市区町村の保育担当課にてお申し込みください。書類が不足している場合は受け付けできません。   |       |
| 2 | 入所申込み後に家庭の状況に変更（就労状況の変更、結婚、離婚、同居者の増減等）があった場合は、選考指数が変わる可能性がありますので、速やかにお住まいの市区町村の保育担当課へご連絡ください。なお、入所内定後に就労時間が短くなるなどの理由により選考時より低い指数となる場合は、内定取り消しとなります。  |       |
| 3 | 保育施設の空き状況、申込状況及び受入体制等により入所出来ない場合があります。   |       |
| 4 | 内定を辞退する場合は、速やかにお住まいの市区町村の保育担当課へご連絡ください。なお、内定通知後に辞退した時は、年度内に限り指数が減点されます。  |       |
| 5 | 入所が保留（待機）となった場合の入所申込みの取扱いについては、年度末（3月入所）の利用調整まで有効となります。年度内に申込みの取下げをする場合は、速やかにお住まいの市区町村の保育担当課へご連絡ください。  |       |
| 6 | 1歳児クラスまたは2歳児クラスまでの定員しかない保育施設に入所した場合、その後就学前までの保育施設に入所を希望する際は、改めて入所申込みが必要です。その際、利用調整において選考指数が加算されますが、必ずしも希望施設に入所できるとは限りません。  |       |
| 7 | 保育を必要とすることの証明書については押印を必要としませんが（診断書は押印が必要）、証明書を無断作成または改変を行った場合は、利用内定または利用決定を取消します。  |       |
| 8 | <p><b>【育休明け・産休明けで申込みをする方】</b></p> <p>入所月の末日までに育児休業・産後休業が終了し復職する人が申込み対象となり、<u>入所月の翌月1日までに復職することが条件で、復職後、入所月の翌月15日までに就労証明書を提出してください。</u>期限までに復職しなかった場合は、退所となります。</p> <p>※復職とは、「育児休業・産後休業を取得している勤務先に復帰すること」です。申込み時の勤務条件を基に選考していますので、復職後の勤務条件はこれと同等以上であることが必要です。勤務条件が変わり指数が下がった場合は、利用内定または利用決定を取り消します。</p> |       |

（裏面へ続きます）

|    | 確認項目   | チェック欄 |
|----|--|-------|
| 9  | <p>【就労・求職活動で申込みをする方】</p> <p>入所後3か月以上継続して就労（月64時間以上）することが条件で、<u>求職活動での申込みは年度に1回限り可能です。</u></p>                              |       |
| 10 | <p>【妊娠・出産で申込みをする方】</p> <p>出産を理由に入所した場合、<u>出産予定日の翌々月末で退所</u>となります。就労等ほかの要件により継続入所を希望する場合は、退所予定の前月5日までに、再度入所の申込みをしてください。</p> |       |
| 11 | <p>休所中であっても保育料はかかります。</p> <p>1ヵ月を超える休所の場合は休所の届出が必要ですので、お住まいの市区町村の保育担当課へご連絡ください。なお、申請日から2ヵ月後の月末までを最長の期間とし、それ以降は退所となります。</p> |       |
| 12 | <p>保育料以外に、保護者が負担する費用があります。（給食費や保護者会費、帽子代等）施設や年齢によって料金は異なりますので、詳細は、各施設へお問い合わせください。</p>                                      |       |
| 13 | <p>保育施設等の利用決定の際は、教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込に添付した書類一式の写しを保育施設等に提供することに同意します。</p>   |       |
| 14 | <p>【利用希望月の前月末日までに桶川市へ転入予定がない方】</p> <p>保育所等の利用が決定した場合、入所期間は利用開始月から年度末までとなります。翌年度以降も入所を継続希望の場合は、年度ごとに利用申込が必要です。</p>          |       |
| 15 | <p>【利用希望月の前月末日までに桶川市へ転入予定がある方】</p> <p>保育所等の利用の可否に関わらず、住民票の異動をしたうえで、あらためて桶川市保育課の窓口にて利用申込が必要です。</p>                          |       |

以上の項目について確認及び同意の上、保育施設の入所申込みをします。

令和 年 月 日 署名欄 保護者氏名 \_\_\_\_\_